



平成 25 年 12 月 13 日

各 位

会 社 名 内外トランスライン株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 常多 晃
(コード番号：9384 東証二部)
問 合 せ 先 取締役経営企画部長 三根 英樹
(TEL 06-6260-4800)

消費税及び地方消費税に係る国税不服審判所の裁決結果に関するお知らせと
これに伴う当期連結損益への影響について

当社は、平成 21 年 12 月期及び平成 22 年 12 月期に係る大阪国税局の消費税及び地方消費税の更正処分につき、その処分を不服として大阪国税不服審判所へ審査請求を行っておりましたが、このたび、同審判所より当社の主張を棄却する旨の裁決書を受領いたしましたのでお知らせいたします。

1. 審査請求の内容

当社は、平成 23 年 8 月から 9 月にかけて実施された大阪国税局による税務調査により、船荷証券 (B/L) 及び荷渡指図書 (D/O) の発行に係る金銭の授受 (B/L Fee 及び D/O Fee) について、当該取引が役務の提供の対価であり国内における課税資産の譲渡等に該当するとした平成 24 年 6 月 28 日付更正処分につき、これを不服として平成 24 年 12 月 7 日に処分の取消を求める審査請求書を大阪国税不服審判所に提出いたしました。

これに対し、当社の主張を棄却する旨の平成 25 年 11 月 26 日付国税不服審判所長の裁決書を、大阪国税不服審判所より送達を受け平成 25 年 12 月 4 日受領いたしました。

本件につきましては、当社は、貨物の輸出に関し発行する船荷証券の発行に係る金銭の授受 (B/L Fee) につき、これらはもともと運賃に含まれ運賃と不可分のものであって、運送契約の一部であり貨物輸送そのものに係る対価であるから、当然に輸出免税の対象に含まれる。従って、これを区分して役務の提供であるから課税対象となるというのは合理的でない等々を主張しました。

また、D/O Fee に関しても同様に当社主張を繰り返しましたが、いずれも入れられず棄却となったものであります。

2. 今後の見通し及び業績予想への影響

当社といたしましては、今回の国税不服審判所裁決については全面的に承服できるものではありませんが、保守主義の観点より、平成 25 年 12 月期決算において下記のとおり過年度分につき特別損失を計上するとともに、当期分については売上高及び仕入高の修正を行うことといたしました。

これによる当期連結業績への影響額は下記のとおりであります。

- ・特別損失

過年度消費税等 24 百万円 (平成 23 年 12 月期及び平成 24 年 12 月期分)

- ・売上総利益

当期売上高及び仕入高の修正による減少額

約 12 百万円 (平成 25 年 12 月期分)

以上により連結当期純利益は約 36 百万円の減少を見込んでおりますが、平成 25 年 12 月期通期連結業績予想の修正は行っておりません。

以 上

(参考) 当期連結業績予想 (平成 25 年 10 月 30 日公表分) 及び前期連結実績

単位：百万円

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成 25 年 12 月期)	16,500	1,100	1,150	730
前期連結実績 (平成 24 年 12 月期)	13,405	908	975	459